

## 陳 情

### 船橋市敬老行事交付金等交付規則の見直しについて

#### (願 意)

浦安市同様、船橋市が自ら主催者として「敬老会」を開催し、対象者全員へ「敬老祝金」を支給するよう当該規則を見直すか、八千代市同様、廃止していただきたい。

#### (理 由)

1. 市内には、町会、自治会が 882 町会（平成 31 年 4 月 1 日現在）存在するが、諸般の事情により ▲222 町会が開催出来ないために敬老祝金を ▲5,141 人が受給できておりせん。（別紙参照：船高福第 793 号）  
尚、私見ですが、その余剰金を財政調整基金としてプールすることが目的化されているようにしか見えません。
2. また、来賓として市長代理が出席した場合、日当が 1,014,000 円と交通費等 32,230 円が支給されております。
3. 若い人達が自ら成人式を運営しているように、船橋市老人クラブ連合会等に 〒273 地区（市民文化ホール）、〒274 地区（船橋アリーナ）の 2ヶ所で送迎バス付きで委託することなど検討していただきたい。
4. 町会、自治会が挙行している現在の敬老会は、テレビのない昭和時代のものと変わらない演芸等であり、団塊の世代が「喜寿」を迎える時代にそぐわないものばかりです。  
来賓として市議会議員諸氏も同席されているのでご承知のことと存じます。